

議案第146号

大阪市立学校設置条例の一部を改正する条例案

大阪市立学校設置条例（昭和39年大阪市条例第57号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を削る。

改正後	改正前
本市に幼稚園、小学校、中学校及び義務教育学校を設置し、その名称及び位置は、次のとおりとする。	[同左]
幼稚園	幼稚園
名称 位置	名称 位置
[略]	[同左]
[削る]	<u>大阪市立六反幼稚</u> 大阪市平野区长吉
	<u>園</u> 六反5丁目
[略]	[同左]
[略]	[同左]
備考 表中の[ ]の記載は注記である。	

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

令和5年9月15日提出

大阪市長 横山英幸

説 明

六反幼稚園を廃止するため、条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する次第である。